

化管法・安衛法^{※1} 関連法令の改正に伴い SDS提供義務の対象物質が 変更・追加されます

※1 化管法:化学物質排出把握管理促進法
安衛法:労働安全衛生法

対応準備はお済みですか？

● 化管法政令改正のポイント

令和3年10月の政令改正により化管法の指定化学物質が変更され、**SDS提供義務のある対象物質も変更となりました。**

改正後に SDS提供義務の対象から除外された物質 →**164物質**
SDS提供義務の対象に新規追加された物質 →**256物質** } 改正後にSDS提供が必要な物質は
562物質から**649物質**に増加しました。

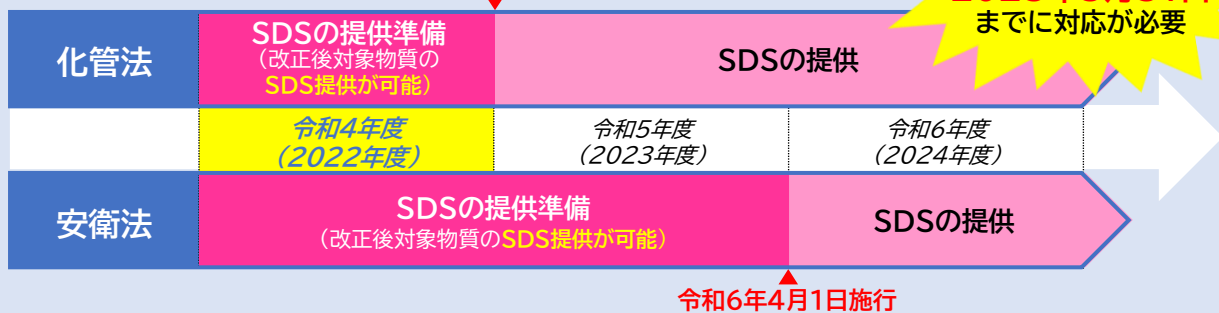
● 安衛法政令等改正のポイント

令和4年2月の政令改正により、**SDS提供義務の対象物質として新たに234物質が追加されました。**
今後も追加が予定されており、令和3～7年度の5年間で**合計2000物質以上**がSDS提供義務の対象となる見込みです。
また、令和4年5月の省令改正により、SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」の記載内容の変更の有無について
令和5年4月以降、**定期的な確認(5年以内ごとに1回)**が必要になります。

● SDS提供の対応準備スケジュール

令和5年4月1日施行

化管法は
2023年3月31日
までに対応が必要



CERI は 化管法・安衛法改正に対応した SDS作成支援業務を2022年5月に開始しました

● CERIのSDS作成支援業務の特徴 ●

- ✓ 化管法・安衛法の改正内容に対応しています
法改正に対応したSDS提供が可能です^{※2}
- ✓ 経験豊富な担当者が1件ずつ確実に作成しています
成分の濃度に幅がある場合、SDS作成ソフトによる作成が難しい場合等にも対応可能です
- ✓ 定期的なSDS記載内容の確認にも対応します
SDSの新規作成業務に加え、お客様がご指定のタイミング(例えば年1回)でのSDS記載内容の
変更有無の確認・情報更新業務も承ります

※2 化管法で施行日以降除外される物質の記載は、施行日までは必要です

SDSの作成費用及び納期につきましてはお気軽にお問い合わせください
ホームページでは法令改正に対応したSDSのサンプルを公開しています👉



CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25日教館ビル7F
E-mail: cac-reach@ceri.jp Tel: 03-5804-6136 Fax: 03-5804-6149
<https://www.cerij.or.jp/>

CERI SDS

